

平成 28 年度 沖縄県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者

試験及び登録案内

1. 申込み手続き

(1) 受験資格者

沖縄県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習実施要綱第 7 条及び要領第 2 条の規定による。

※ 試験を受験できる者は、次の各号の一つに該当する者とする。

要綱第 7 条第 1 項関係

(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による高等学校又は旧中学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中学校以上の学校（以下「高等学校」という。）の <u>土木工学科又は、これに相当する課程を修了して卒業した者。</u> 「これに相当する課程」とは [①土木科、農業土木科及び農業工学科 ②建築科、建築工学科及び設備工学科 ③衛生工学科]	卒業証明書
(2) 高等学校を卒業した者で、排水設備工事又は排水設備工事以外の下水道工事若しくは水道工事（以下「排水設備工事等」という。）の設計若しくは施工に関し、1 年以上の実務経験を有する者。	実務経験証明書
(3) 排水設備工事等の設計又は施工に関し、2 年以上の実務経験を有する者。	
(4) 前各号に掲げる者に準ずるものとして別に定める者。（要領第 2 条第 4 項関係）	

要領第 2 条第 4 項関係

(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による専修学校又は各種学校において、土木又はこれに相当する課程を修了した者、及び職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）による公共職業訓練施設において配管科を修了した者。	修了証明書
(2) 学校教育法による高等学校又は旧中学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中学校以上の学校を卒業した者で、農(漁)業集落排水施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽等（以下「農業集落排水施設等」という。）の工事の設計又は施工に関して 1 年以上の実務の経験を有する者。	実務経験証明書
(3) 農業集落排水施設等の工事の設計又は施工に関して 2 年以上の実務の経験を有する者。	
(4) その他第 1 号から第 3 号までに準ずる者として、会長が認める者。	

※ その他（添付書類 ⑤受験資格を証明する書類）

卒業・修了証明書若しくは実務経験証明書以外で、下記の合格証明書若しくは資格者証のいずれかを取得しているものは、受験資格者である者とする。（写しを添付）

- ・ 管工事施工管理技士
- ・ 土木施工管理技士
- ・ 推進工事技士
- ・ 給水装置工事主任技術者
- ・ 建築士
- ・ 技術士（上下水道部門）
- ・ 監理技術者（管工事・水道施設工事）
- ・ 配管技能士

(2) 試験の免除について

要綱第7条の2 次に該当する者は、第7条の規定にかかわらず試験を免除することができる。

1	(1)下水道技術に関する国家試験（建設業法の規定に基づく管工事・土木・建築の施工監理技士に関する1級の技術検定）に合格し、その資格を有する者。	の 写 し 合 格 証 明 書
	(2)下水道技術に関する国家試験（建設業法の規定に基づく管工事・土木・建築の施工監理技士に関する2級の技術検定）に合格し、排水設備工事の実務経験1年以上有する資格者とする。	
2	前項の規定の適用を受けようとする者は、下水道排水設備工事責任技術者試験免除申請書（第22号様式）を下水道管理者を経由して、会長に提出しなければならない。	
3	会長は、免除申請のあった者を適当と認めた場合、第10条の規定に基づく者と同じ取扱いを行う。	
4	免除が適当と認められた者は、本協会が開催する責任技術者認定資格講習会を必ず受講しなければならない。	

※将来においても、免除認定資格者は、沖縄県内での責任技術者として認定とする。

※ 前項の規定にかかわらず、次の各一つに該当する者は試験を受験・試験を免除することはできません。

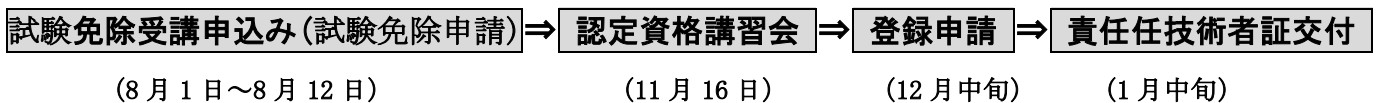
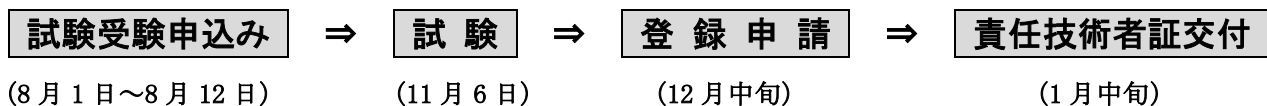
要綱第7条第2項関係

(1)	成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権していない者。
(2)	不正行為等によって試験の合格又は条例に違反して責任技術者としての登録を取り消され、取り消された日から2年を経過していない者。
(3)	前各号に掲げる者のほか、会長が受験・試験免除を不相当と認める者。

※ 実務経験証明書について

①	証明書は、指定工事店とする。
②	証明者の指定工事店が市町村の下水道担当者（当協会一種正会員）以外の指定店である場合は、その指定工事店の所属する行政の指定店であることの証明書を添付すること。
③	実務経験を有する者（要綱第7条第1項②③、要領第2条第4項②③）の場合については、事業主が証明を行い、業務内容がわかる資料（会社業務約款・契約書等の写し）を添付すること。

(3) 申込から責任技術者証交付迄の流れ



(4) 申込期間

平成28年8月1日（月）～平成28年8月12日（金）

※土日・祝日を除く（8時30分から17時まで）

(5) 申込方法

下水道排水設備工事責任技術者試験受験申込書に、下記の書類を添えて、**申込受付期間内に住所もしくは勤務先の住所がある市町村の下水道担当課へ直接申請して下さい。**

※郵送での受付や沖縄県下水道協会事務局では申込受付は行っておりませんのでご注意ください。

* 提出書類

- ① 下水道排水設備工事責任技術者試験受験申込書 (第1号様式)
- ② 下水道排水設備工事責任技術者受験票 (第14号様式)
- ③ 写真(縦3.0cm×横2.5cm、提出日前3ヵ月以内に撮影した上半身脱帽のカラー) 2枚
【受験申込書用1枚・受験票用1枚】※合格者は登録申請時にさらに2枚必要
- ④ 住民票 原本(提出日前3ヵ月以内に発行したもの)
- ⑤ 身分証明書 原本(提出日前3ヵ月以内に発行した証明書) 本籍地役所発行
- ⑥ 指定工事店証写し(勤務先が指定工事店の場合のみ)
- ⑦ 受験資格を証明する書類(卒業証明書もしくは実務経験証明書など)
- ⑧ 受験手数料払込金受領証又はその写し
- ⑨ 可否通知用封筒 [定形外・A4] (*申込者の住所・氏名を記入し、140円切手を貼ること。)

※ 免除申請者については、上記書類に加え試験免除申請書・合格証明書を添付すること。

(6) 試験範囲 法令分野：排水設備に関する関係法令

技術分野：調査(測量)設計 施工

(7) 実施日及び試験地 【午後1時より受付をいたします。】

試験日	平成28年11月6日(日曜日) 午後2時～午後4時
試験地 (地区)	本島会場 【那覇市職員厚生会 厚生会館 多目的ホール】 八重山・宮古・久米島 ※離島会場については申込受付時に会場案内いたします。

(8) 実施日及び認定資格講習会地 【午後1時より受付をいたします。】

講習日	平成28年11月16日(水曜日) 午後2時～午後4時
講習地 (地区)	本島会場 【那覇市職員厚生会 厚生会館 多目的ホール】 八重山・宮古・久米島 ※離島会場については申込受付時に会場案内いたします。

(9) 手数料

受験手数料 6,000円・認定資格講習手数料 6,000円

※一旦振込んだ手数料は試験中止の場合を除き、返還しませんのでご注意下さい。

(10) その他

- ① 試験当日は、受験票・筆記用具（鉛筆、シャープペン、消しゴム等）・電卓を持参して下さい。
（関数計算機能付き電卓、携帯電話、スマートフォン、腕時計端末等は電卓として使用できません。）
- ② 講習会当日は、受講票・筆記用具（鉛筆、シャープペン、消しゴム等）持参して下さい。

※ 注 意

**郵便及び電話などによる申込書請求及び提出は
受理いたしません。**

2. 登録申請手続き

(1) 合格者の発表

合格者に対しては、本人宛に合格通知及び合格証を交付します。また、試験の可否については、受付した市町村の下水道担当課又は沖縄県下水道協会ホームページで確認できます。（12月上旬予定）。

(2) 登録の手続き方法

合格証・認定証を受け、責任技術者として登録をしようとする者は、合格通知・認定資格通知に記載された期日までに、受験申請を提出した市町村の下水道担当課の窓口にて下記の書類を添えて、登録の申請をしてください。

* 提出書類

- ① 下水道排水設備工事責任技術者登録申請書（第4号様式）
- ② 写真（縦3.0cm×横2.5cm、提出日前3ヵ月以内で上半身脱帽のカラー）2枚
【登録申請書用1枚・技術者用1枚】
- ③ 身分証明書 原本（提出日前3ヵ月以内に発行した証明書）本籍地役所発行
住民票 原本（氏名、住所等に変更があった場合のみ）
- ④ 合格証・認定証の写し
- ⑤ 登録手数料払込金受領証又はその写し
- ⑥ 指定工事店証写し（勤務先が指定工事店の場合のみ）
- ⑦ 技術者証送付用封筒 [定形・長3（縦23.5cm×横11.9cm）]
（*申請者の住所・氏名を記入し、82円切手を貼って下さい。）

(3) 登録手数料 4,000円

(4) 登録有効期間

登録の有効期限は、5年とする。平成28年度に受験しかつ合格した者並びに免除認定資格者は、5年後の9月30日を有効期限とする。（平成33年9月30日）

(5) ご注意 (必ずお読みください)

- ① 合格証・認定証を得た者で、期間内に登録申請手続きを行わない場合は、合格・認定は無効となり登録の資格を失い、再度次回以降の試験・講習会を受けることになります。
- ② 下水道排水設備工事責任技術者証を発行後、氏名・住所・勤務先等の記載に変更が生じた場合は「責任技術者届出事項変更届」の書類を、すみやかに各市町村の下水道担当課へ申請して下さい。
- ③ 下水道排水設備工事責任技術者証を発行後、紛失された場合は「下水道排水設備工事責任技術者証再交付申請書」の書類を、すみやかに各市町村の下水道担当課へ申請されて下さい。
- ④ 試験問題の持ち帰りはできません。

3. 申し込み先 (各市町村の下水道担当課窓口)

※詳しいことについては各下水道担当課までお問い合わせ下さい

市町村名および電話番号

那覇市(料金サービス課) 098-941-7810	宜野湾市(下水道課) 098-893-4411	石垣市(下水道課) 0980-82-1537	浦添市(下水道課) 098-876-1234
名護市(下水道課) 0980-52-1962	糸満市(水道部工務課) 098-840-8145	沖縄市(下水道課) 098-939-1212	豊見城市(下水道課) 098-850-8164
うるま市(下水道課) 098-973-7977	宮古島市(下水道課) 0980-73-4866	南城市(下水道課) 098-946-8994	本部町(公営企業課) 0980-47-5515
宜野座村(上下水道課) 098-968-5136	金武町(上下水道課) 098-968-3950	読谷村(施設整備課) 098-982-9221	嘉手納町(上下水道課) 098-956-1111
北谷町(都市計画課) 098-982-7713	北中城村(上下水道課) 098-935-2233	中城村(上下水道課) 098-895-5280	西原町(上下水道課) 098-945-4934
与那原町(上下水道課) 098-945-3017	南風原町(区画下水道課) 098-889-2508	渡嘉敷村(経済建設課) 098-987-2323	座間味村(産業振興課) 098-987-2312
久米島町(上下水道課) 098-985-2066	竹富町(建設課) 0980-82-6191		

沖縄県下水道協会 (098-941-7850)